

# 第4章 教育・保育、地域子ども子育て支援事業

## 1 教育・保育サービス提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じ、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本町における教育・保育の提供区域の設定は、サービスの利用実態や一時的なニーズの増大など、保護者や子どもの利用に対して利便性が高く、柔軟な対応が可能な区域として、次のとおり設定しました。

### (1) 音更町における教育・保育提供区域

【提供区域】基本となる提供区域は「全域を1区域」とします。

認定区分	提供区域	考え方
1号認定（3～5歳）	全域	教育・保育の区域設定については、町全域を1区域とする。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

### (2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

事業	提供区域	考え方
1 利用者支援事業 2 子育て支援拠点事業 3 妊婦健康診査事業 4 乳児家庭全戸訪問事業 5 養育支援訪問事業 6 子育て短期支援事業 7 ファミリー・サポート・センター事業 8 一時預かり事業 9 時間外（延長）保育事業 10 病児保育事業	全域	事業の特性や施設整備の状況等を考慮し、町全域を1区域とする。
11 放課後児童健全育成事業（学童保育）	小学校区を基本	現状どおり、各小学校区を基本として実施。
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	全域	事業の特性を考慮し、町全域を1区域とする。

## 2 第1期計画（平成27～30年度）の進捗状況

第2期計画の策定にあたり、第1期計画で、第4章第2項「サービス量の見込みと提供体制の確保」の進捗状況の検証を下記のとおり行いました。

この検証結果とニーズ調査結果を基に、第2期計画における「サービス量の見込みと提供体制の確保」の計画を定めたところです。

なお、第1期の計画期間は平成27年度から令和元年度ですが、第2期計画の策定年度である令和元年度以前の4カ年の検証となっておりますことを申し添えます。

### (1) 幼児期の学校教育・保育の進捗状況（各年度4月1日時点の状況）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
1号認定								
見込み	466		437		418		414	
実績値	408	(利用率)	407	(利用率)	395	(利用率)	362	(利用率)
確保率	495	82.4%	480	84.8%	460	85.9%	450	80.4%
2号認定								
見込み	732		689		657		650	
実績値	728	(利用率)	689	(利用率)	683	(利用率)	719	(利用率)
確保率	737	98.8%	757	91.0%	757	90.2%	757	95.0%
3号認定（0歳）								
見込み	48		47		46		45	
実績値	30	(利用率)	35	(利用率)	39	(利用率)	48	(利用率)
確保率	55	54.5%	55	63.6%	55	70.9%	55	87.3%
3号認定（1・2歳）								
見込み	415		400		389		381	
実績値	284	(利用率)	335	(利用率)	338	(利用率)	333	(利用率)
確保率	385	73.8%	415	80.7%	415	81.4%	415	80.2%

### (2) 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況（各年度の3月31日時点の状況）

事業名	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
①利用者支援事業 ※平成29年度計画変更								
実施箇所数	見込み	基本型4 特定型1	基本型4 特定型1	特定型1 母子保健型1	特定型1 母子保健型1	特定型1 母子保健型1	特定型1 母子保健型1	特定型1 母子保健型1
	実績	基本型4 特定型1	基本型4 特定型1	特定型1 母子保健型1	特定型1 母子保健型1	特定型1 母子保健型1	特定型1 母子保健型1	特定型1 母子保健型1
②地域子育て支援拠点事業								
利用人数 (人/月)	見込み	1,029	995	972	951	972	951	951
	実績	1,676	2,363	1,848	1,830	1,848	1,830	1,830
③妊婦健康診査事業								
利用回数 (人回/年)	見込み	4,788	4,676	4,592	4,396	4,592	4,396	4,396
	実績	4,661	3,863	3,928	3,630	3,928	3,630	3,630
④乳児家庭全戸訪問事業								
訪問数 (人/年)	見込み	342	334	328	320	328	320	320
	実績	367	294	319	290	319	290	290

事業名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
⑤養育支援訪問事業 ※平成 29 年度計画変更						
訪問数 (人回/年)	見込み	60	60	200	200	
	実績	42	89	122	129	
⑥子育て短期支援事業						
利用人数 (人日/年)	見込み	135	135	135	135	
	実績	14	7	45	50	
⑦ファミリー・サポート・センター事業						
利用人数 (人日/年)	見込み	84	83	79	76	
	実績	359	11	277	134	
⑧一時預かり事業						
利用人数 (人日/年)	幼稚園	見込み	13,824	13,056	12,480	12,288
		実績	15,753	8,618	8,859	6,308
	保育園	見込み	2,193	2,096	2,030	1,994
		実績	1,450	2,615	2,725	2,480
⑨時間外(延長)保育事業						
利用人数 (人/月)	見込み	450	423	416	409	
	実績	444	626	496	610	
⑩病児保育事業 ※平成 28 年度計画変更						
利用人数 (人日/年)	病児 保育	見込み	—	800	800	800
		実績	—	645	1,252	1,164
	病後児 保育	見込み	348	366	366	366
		実績	169	284	203	191
	体調不 良児対 応型	見込み	—	—	—	—
		実績	—	70	75	169
⑪放課後児童健全育成事業 ※平成 28 年度計画変更						
学童保育						
利用 人数 (人/年)	見込み	低学年	700	699	681	629
		高学年	319	307	295	299
	実績	1年生	170	290	144	164
		2年生	193	200	209	183
		3年生	150	163	155	163
		4年生	—	34	95	78
		5年生	—	—	12	31
		6年生	—	—	—	8
放課後子ども教室						
登録 人数 (人/年)	見込み	低学年	—	98	209	237
		高学年	—	59	122	158
	実績	—	145	251	185	
⑫実費徴収に係る補足給付 ※平成 28 年度計画変更						
利用人数 (人/年)	見込み	—	3	3	3	
	実績	—	0	0	0	

### 3 サービス量の見込みと提供体制の確保

#### (1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を提供します。

なお、この「量の見込み」は、計画策定時における教育・保育の利用状況（幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設などの利用状況）に、ニーズ調査で把握した保護者の「利用希望」を踏まえ、「保育の必要性の認定」ごとに設定しています。

#### 【保育の必要性の認定区分について】

区分	対象年齢	保育の必要性
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育のみ（教育標準時間認定）
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり（保育認定）
3号認定	0～2歳	保育の必要性あり（保育認定）

#### ① 1号認定（3歳以上、幼稚園・認定こども園を利用希望）+2号認定（3歳以上、学校教育を利用希望） (人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1.必要利用定員総数 （量の見込み）	343	335	327	319	311
1号認定	191	186	176	178	169
2号認定学校教育利用希望	152	149	151	141	142
2.確保の方策	370	370	370	370	370
特定教育・保育施設	325	325	325	325	325
確認を受けない幼稚園	45	45	45	45	45
3.過不足（②-①）	27	35	43	51	59

（注）確認を受けない幼稚園は、施設型給付費を受けていない幼稚園

#### ② 2号認定（3歳以上、保育園・認定こども園を利用希望） (人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1.必要利用定員総数 （量の見込み）	738	731	724	716	709
2.確保の方策	793	793	793	793	793
特定教育・保育施設	762	762	762	762	762
認可外保育施設	31	31	31	31	31
3.過不足（②-①）	55	62	69	77	84

## ③ 3号認定（0歳、保育園・認定こども園を利用希望）

（人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1.必要利用定員総数 （量の見込み）	65	63	62	60	58
2.確保の方策	74	74	74	74	74
特定教育・保育施設	62	62	62	62	62
地域型保育事業	10	10	10	10	10
認可外保育施設	2	2	2	2	2
3.過不足（②－①）	9	11	12	14	16

## ④ 3号認定（1・2歳、保育園・認定こども園を利用希望）

（人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1.必要利用定員総数 （量の見込み）	343	340	336	333	329
2.確保の方策	347	347	347	347	347
特定教育・保育施設	284	284	284	284	284
地域型保育事業	56	56	56	56	56
認可外保育施設	7	7	7	7	7
3.過不足（②－①）	4	7	11	14	18

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国から示される基本指針等に沿い、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、必要な地域子ども・子育て支援事業を整備します。

## ① 利用者支援事業

利用者にとって、わかりやすく円滑な支援を実施するため、子育て世代包括支援センター及び子ども福祉課に担当職員を配置し、子どもの保育等に関する家庭の相談に応じ、個々の状況に合う保育サービス等の情報を提供する事業です。

【母子保健型】（妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援をする機関）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保の方策（か所）	1	1	1	1	1

【特定型】（保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援をする機関）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保の方策（か所）	1	1	1	1	1

② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

地域全体で子育て世帯を支援するため、子育て世帯に対する相談や情報提供、子育てサークル活動の育成支援その他子育て世帯の支援を実施する事業です。

【地域子育て支援センター設置箇所数】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人回/月)	1,946	1,850	1,799	1,738	1,693
確保の方策(か所)	4	4	4	4	4

③ 妊婦健康診査事業

母体及び胎児の健康の確保と妊娠及び出産に係る経済的不安の軽減を図るため、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成する事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人回/月)	3,962	3,836	3,752	3,626	3,542
確保の方策					
実施体制	道内指定医療機関に委託				
検査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦一般健康診査</li> <li>・超音波検査</li> </ul>				
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期～妊娠23週：4週間に1回</li> <li>・妊娠24～35週：2週間に1回</li> <li>・妊娠36週～分娩：1週間に1回</li> </ul>				

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月を迎えるまでの全世帯の乳児と保護者に対し、保健師が自宅を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況、養育環境の把握、育児相談、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	283	274	268	259	253
確保の方策					
実施体制(人)	9	9	9	9	9
実施機関	音更町保健福祉部保健課				

⑤ 養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭及び出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対し、家庭訪問により養育に関する相談・指導・子育て支援についての情報提供や関係機関と連携を図り支援を行う事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	174	174	174	174	174
確保の方策					
実施体制(人)	13	13	13	13	13
実施機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音更町保健福祉部保健課</li> <li>・地域子育て支援センター</li> </ul>				

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病や育児疲れ等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を預かることで、保護者の育児負担の軽減及び心身のリフレッシュを図ることを通じて子育てを支援する事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	86	86	86	86	86
確保の方策(人/年)	168	168	168	168	168
施設数(か所)	1	1	1	1	1

⑦ ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

子育て中の方が、仕事や急な用事等で子どもの世話ができないときに、地域の方が応援する会員同士の相互援助活動を行う事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日/年)	56	54	51	49	49
確保の方策(人日/年)	270	270	270	270	270

⑧ 一時預かり事業

パート雇用等の就労形態の多様化や保護者の急な病気やけが、育児等に伴う心理的・肉体的負担の軽減その他の理由による一時的な保育の需要に対応するため実施する事業です。

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	6,388	6,213	6,073	5,915	5,635
確保の方策					
延べ人数(人日/年)	15,696	15,696	15,696	15,696	15,696
施設数(か所)	16	16	16	16	16

【保育園等における未就園児を対象とした一時預かり事業】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	2,771	2,587	2,404	2,402	2,401
確保の方策					
延べ人数(人日/年)	6,096	6,096	6,096	6,096	6,096
施設数(か所)	6	6	6	6	6

※認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター事業における実施を含む。

⑨ 時間外(延長)保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、11時間の開所時間を越えて保育を行う事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(実人数/年)	634	627	621	614	607
確保の方策(実人数/年)	641	641	641	641	641
施設数(か所)	9	9	9	9	9

⑩ 病児・病後児保育事業

集団保育が一時的に困難な、病気の急性期または回復期にある児童の保育及び看護を行い、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

【病児保育】(病気の急性期)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	1,377	1,359	1,340	1,321	1,301
確保の方策(人/年)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
施設数(か所)	1	1	1	1	1

【病後児保育】(病気の回復期)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	223	220	217	214	211
確保の方策(人/年)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
施設数(か所)	1	1	1	1	1

【体調不良児対応型】(保育中に体調不良)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	107	107	107	107	107
確保の方策(人/年)	600	600	600	600	600
施設数(か所)	1	1	1	1	1

⑪ 放課後児童健全育成事業（学童保育・放課後子ども教室）

共働き家庭等の「小1の壁」の打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う事ができるよう、一体型を中心とした学童保育所及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める事業です。

【学童保育】

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の 見込み (人)	低学年	1年生	191	175	160	156	161
		2年生	198	172	157	144	140
		3年生	142	160	139	127	116
	高学年	4年生	67	58	66	65	59
		5年生	36	34	30	34	33
		6年生	20	18	17	15	17
合計		654	617	569	541	526	
確保の方策							
登録児童数(人)		813	813	813	813	813	
施設数(か所)		10	10	10	10	10	

【放課後子ども教室】

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【低学年】 量の見込み(人)		202	267	265	268	271
【高学年】 量の見込み(人)		86	105	101	126	144
確保の方策						
登録児童数(人)		310	400	400	449	480
施設数(か所)		6	7	7	9	11
学校と一体的に実施 するか所数		4	5	5	5	5

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設等に対して保護者が負担する日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して助成する事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	3	3	3	3	3
確保の方策(人/年)	3	3	3	3	3

## 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設の統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育つよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要であり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育園等の保育がきちんと担保されることや、それぞれの施設と家庭が相互補完的に子どもの育ちを支え、幼稚園・保育園等が認定こども園への移行や新設される際の受け入れ体制の整備を推進します。

### 1 認定こども園について

#### (1) 認定こども園の特徴

- 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する。
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用できる。
- 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できる。
- 0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育つ。
- 園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できる。

#### (2) 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国が定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領にのっとり、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開する。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人ひとりの存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下で、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行う。
- 幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置づけをもつ、質の高い幼児期の学校教育および保育を一体的に行う施設である。
- 環境を通して行う教育・保育を基本とし、そのねらいや内容等は、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成する。

### 2 質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について

#### (1) 基本的な考え方

- 子どもの育ちや子育てをめぐる環境
  - ・ 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化
  - ・ 共働き家庭の増加
  - ・ 少子化 など



子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要

#### ○ 子どもの育ち

- ・ 乳幼児期の発達は、連続性を有し、一人ひとりの個人差が大きいもの
- ・ 学童期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長が著しい

乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得および学童期における心身の健全な発達を通じ、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。

⇒ 「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他福祉を等しく補償される権利を有する。」(児童福祉法第 1 条)

## (2) 推進方策

それぞれの施設や家庭が相互補完的に連携し、「子どもの育ち」を中心に子育て支援を充実させます。

### ○ 子育て支援センター事業の充実

在宅の子育て家庭を含むすべての家庭および子どもを対象として、地域のニーズに応じた子育て支援を充実。

### ○ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

子育て世代包括支援センターにおける総合相談支援のほか、健診・相談・訪問等を通じ、支援体制の充実を図り、妊娠・出産や子育てへの不安を軽減していく。

### ○ 親育ちの支援

保護者の気持ちを受け止め、寄り添った相談や適切な情報提供の実施、発達段階に応じた子どもとのかかわり方等に関する保護者の学びの支援。

### ○ 子どもの育ちを支える環境整備

安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えることや地域の人材活用を図る。

### ○ 教育・保育及び子育て支援の質の確保

幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であることから、研修等によりその専門性の向上を図る。

## 3 教育・保育施設と地域の関係機関との連携について

### (1) 基本的な考え方

#### ○ 子ども・子育て支援を行う者の相互の連携

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者の密接な連携を図る。

#### ○ 認定こども園、幼稚園および保育園の役割（教育・保育施設の役割）

- 地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業および地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行う。
- 地域型保育事業を行う者は、満3歳以降も引き続き質の高い教育・保育を利用することができるよう、相互の連携を図る。

## (2) 推進方策

- 行政と教育・保育施設、地域型保育事業および地域子ども・子育て支援事業を行う者の密接な連携を図るため、利用者支援事業における関係者会議等を活用する。
- 地域型保育事業を行う者は、連携施設との連絡会議や職員の合同研修を実施する。

## 4 認定こども園および保育園、幼稚園、小学校との連携について

### (1) 基本的な考え方

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育および保育の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う。
- 小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業が利用できるように相互の連携を図る。

### (2) 推進方策

- 小学校教育への円滑な接続に向けた教育および保育の内容の工夫を図るため、研修の受講を推進する。
- 地域における連絡会議等を活用し、小学校就学後の放課後児童健全育成事業の円滑な利用に繋げる。

## 5 地域における特色ある取組

### (1) 健康及び安全

音更の魅力としての食育の推進や、食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるとともに、関係機関等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行う。また、事故の防止や災害等不測の事態に備えた体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じ、安全のための行動を身につけることができるように努める。

### (2) 特別支援教育や障がい児保育

障がいのある子どもに対して適切な支援を行うとともに、乳幼児期からの育児や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて、子どもやその保護者に十分な情報提供を行う。

また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが日常生活を通じて活動を共にすることができるよう配慮し、障がいの有無を問わず、この時期の子供に必要な生活体験を提供できるよう努める。

さらに、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより保護者の障がいの受容につなげ、その後の円滑な支援を図る。

### (3) 家庭や地域社会との連携

様々な子どもとその保護者の生活が充実するよう、PTA活動や保護者会活動、保育参加などの活動や、高齢者をはじめとする幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会などを設定し、地域資源を活用して地域全体で子どもの健やかな育ちを支える。